

山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例新旧対照表

【平成二十四年山梨県条例第五十七号】（第五条関係）

新	旧
<p>(入退所)</p> <p>第十三条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）<u>第八条第二十四項</u>に規定する居宅介護支援をいう。第五項において同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同法<u>第八条第二十四項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2 } 4 略</p> <p>5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法<u>第八条第二十四項</u>に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>(入退所)</p> <p>第十三条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）<u>第八条第二十三項</u>に規定する居宅介護支援をいう。第五項において同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同法<u>第八条第二十三項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2 } 4 略</p> <p>5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法<u>第八条第二十三項</u>に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>